

高校生起業家育成業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、高校生起業家育成業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

高校生起業家育成業務

(2) 業務の目的

別添の高校生起業家育成業務仕様書のとおり

(3) 業務内容

別添の高校生起業家育成業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月13日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金6,252,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税及び市区町村民税を滞納していないこと。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措

置要綱（平成１７年大洲市告示第１０６号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成２３年大洲市条例第２２号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和７年４月１４日(月)
② 実施要領等に関する質疑受付	令和７年４月１４日(月)から 令和７年４月２１日(月)まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和７年４月２３日(水)
④ 参加申込書の提出期限	令和７年５月 １日(木)
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和７年５月 ２日(金)
⑥ 企画提案書等の受付期間	令和７年５月 ８日(木)から 令和７年５月２２日(木)まで
⑦ 企画提案書等の審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和７年５月３０日(金)予定
⑧ 審査結果の通知・公表	令和７年６月上旬予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和７年６月上旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和７年４月１４日(月)

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/shoukou/60239.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式１）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問票提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和７年４月１４日（月）から令和７年４月２１日（月）１７時ま

でとします。なお、土日は受付を行いません。

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

商工産業課 E-mail : shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp

商工産業課 電話番号 : 0 8 9 3 - 2 4 - 1 7 2 2 (ダイヤルイン)

4) 回答方法

令和7年4月23日(水)以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書(様式2)

2) 業務受託実績書(様式3)

3) 市区町村税の納税証明書(契約等に関する権限を委任された事務所所在地のもの。)

4) 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

5) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱(平成17年大洲市告示第22号)の規定により、競争入札参加資格の認定を受けていない者は、信用確認のため次に掲げる書類を提出してください。

ア. 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)の写し

イ. 商号登記している個人にあつては、登記簿謄本(履歴事項全部証明書または、現在事項全部証明書)の写し

ウ. 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

エ. 市内に本店または営業所を有する法人にあつては、直近年度の市税(全税)及び国税(法人税、消費税及び地方消費税)、市外に本店または営業所を有する法人にあつては、直近年度の国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納でないことが確認できるもの)

オ. 個人にあつては直近年度の市税(全税)及び国税(所得税、消費税及び地方消費税)の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

② 提出期限

令和7年5月1日(木) 17時必着

③ 提出場所

大洲市商工産業課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

④ 提出方法

郵送又は持参

※受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異義を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類 正本 1 部 副本 1 部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、様式 4 により参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙（様式 5）

2) 下記の提案項目を含んだ企画提案書（様式自由。ただし、用紙サイズは A4 判とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合は A3 判の使用も可とします。）

【提案項目】

ア 企画概要

- ・企画提案する業務概要、作業工程について記載すること。

イ 業務実施スケジュール

- ・全体スケジュール及び進捗管理方法について記載すること。

ウ 実施体制・事務連絡体制（想定される関係機関等の必要な連絡体制、手法等）

- ・本業務の遂行に係る業務管理責任者及び従事者全体（再委託先も含む。）の体制図を示すこと。
- ・業務管理責任者及び従事者について類似業務における実績を示すこと。

エ 過去の類似業務の実績とその効果

3) 見積書及び内訳書（任意様式。項目・数量・単価など）

② 提出期間

令和 7 年 5 月 8 日（木）から令和 7 年 5 月 22 日（木）まで（受付時間帯は、土日を除く 9 時から 17 時までとします。）

③ 提出場所

大洲市商工産業課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲 690 番地の 1

④ 提出方法

郵送又は持参

※受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異義を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本 1 部、副本 8 部とし、紙媒体に加え、CD-R 等に格納した電子データも併せて提出してください。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日程

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）（予定）（質疑応答を含め 3 0 分程度）

※ 詳細については、企画提案者に別途連絡します。

② 実施方法

- 1) 業務管理責任者が提案企画書についての説明を行うこととします。
- 2) 説明は 2 0 分以内、質疑応答は 1 0 分程度とします。
- 3) 説明は、提出した企画提案書等のみを使用して行うこととします。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

① 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、市が設置する「高校生起業家育成事業実施業務プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等に対するプレゼンテーション及びヒアリングの実施を行い、以下の評価項目及び得点算出方法に基づき総合的に評価します。なお、参加事業者が 1 者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

①評価項目及び配点

評価項目		評価ポイント	配点
1	企画内容	・本業務の趣旨を理解した提案がなされているか。	1 5
		・地域課題の調査・分析・整理の方法は適切であるか。	1 5
		・地域の高校生の実情をとらえた計画遂行の策定がなされているか。	1 5
		・PR 資料制作の方法や方針は創意工夫が見られ、高校生対象に効果の高いものか。	1 0
2	業務実施スケジュール	・作業項目及び作業時間等が具体的に提示されており、作業工程、内容等が適切であるか。	1 0
3	業務実施体制	・業務遂行のための組織体制が適切であるか。	1 0
		・業務実施において実務的な知識と経験を有する人材が配置されているか。	1 0
4	業務実績	・類似業務における事業内容において、ある程度の業績を有しているか。	1 0
5	見積書	・予算額内で、適正な見積りがなされているか。	5
合計点			1 0 0

②得点算出方法

評価	評価の内容	得点化方法
5	当該評価項目において内容が魅力的であり、実現性及び効果が高い。	配点×1. 0
4	当該評価項目において内容が適切であり、実現性が高い。もしくは効果が高い。	配点×0. 8
3	当該項目において内容は適切であるが、実現性は低い。もしくは評価が低い。	配点×0. 5
2	当該評価項目において内容が不適切であり、基準に合致しない。	配点×0. 3
1	当該評価項目において示した内容が提案されていない。	配点×0. 1

(3) 受託候補者の決定

各審査者の採点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の採点の合計点の6割を最低基準とし、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年6月上旬以降、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」（様式6）を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、審査委員会の意見または受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則（平成17年大洲市規則第54号）に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出された差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1 事業者につき 1 案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式 7）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する

ものとしします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとしします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。

- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとしします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

担当部署 大洲市商工産業課産業創出係 担当 吉岡、矢野

電話番号 0893-24-1722

FAX 番号 0893-24-1736

E-mail shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp

様式 1

令和 年 月 日

大洲市環境商工部商工産業課 御中
E-Mail:shokosangyoka@city.ozu.ehime.jp
電話番号：０８９３－２４－１７２２

「高校生起業家育成業務」に係る
公募型プロポーザル質問票

下記のとおり質問いたします。

項目 (書類名称・ページ・項目等)	内 容

注１：質問事項は、簡潔に記載すること。

注２：送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

所在地
商号又は名称
所属
氏名（フリガナ）
電話
E-Mail

様式2

令和 年 月 日

大洲市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

「高校生起業家育成業務プロポーザル」参加申込書

「高校生起業家育成業務プロポーザル」について、下記のとおり参加を申し込みます。なお、添付の必要書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 業務名 高校生起業家育成事業実施業務
- 2 入札参加資格 大洲市における競争入札参加資格の認定 (有・無)
- 3 添付資料
 - ・
 - ・
 - ・
 - ・

【連絡先】

所属
氏名 (フリガナ)
電話番号
E-mail

様式 3

業務受託（独自実施事業）実績書

平成 2 9 年度以降の同種・類似した業務実績を記入すること。

件 名	
委託者（独自の場合は自社名）	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委託者（独自の場合は自社名）	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	
件 名	
委託者（独自の場合は自社名）	
履 行 期 間	
業 務 概 要	
特筆すべき成果	

注 1：記載する業務実績は最大 3 件までとする。

注 2：上記に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

様式 4

令和 年 月 日

大洲市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

企画提案書

「高校生起業家育成業務プロポーザル」について、公告及び実施要領等の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

【連絡先】

所属
氏名（フリガナ）
電話番号
E-mail

様式 5

令和 年 月 日

大洲市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

辞退届

高校生起業家育成業務プロポーザル実施要領に基づき、参加申込書（又は企画提案書）を提出しましたが、都合により参加を辞退します。

【連絡先】

所属
氏名（フリガナ）
電話番号
E-mail